

令和6年4月1日から

障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

- ◆ 「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に、「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現しようとしています。
- ◆ 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務になりました。

※ 事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

(例)

- ◆ 筆談、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる
- ◆ 段差がある場合に補助する(キャスター上げ、携帯スロープなど)



「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否・制限・条件づけすることを禁止しています。

(例)

- ◆ 障がいを理由に契約を断る

- ◆ 障がいを理由に入店を断る



「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱い」など、障害者差別解消法の詳しい内容については、市のホームページをご覧ください。行政機関や事業者などから寄せられた相談事例も紹介しています。

市のホームページはこちら➡



(問い合わせ先)

八尾市健康福祉部 障がい福祉課

(〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市役所1階)

電話 072-924-3838

FAX 072-922-4900